

交通局債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、交通局が所管する債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「局所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、交通局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 局所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること。
- (2) 局所管債権の収入状況の把握に関すること。
- (3) 局所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 交通局長
- (2) 副部会長 企画管理部長
- (3) 部会員 企画管理部庶務課長
企画管理部経理課長
企画管理部担当課長（労務担当）
自動車部管理課長
自動車部安全・サービス課長

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、企画管理部経理課出納係が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

施行期日

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市債権管理条例第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、交通局が所管する債権の管理の適正化を図ることを目的として、交通局債権対策部会を設置するため、この要領を制定するものである。